

建設工事の請負について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告に係る調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

この工事は、予定価格及び調査基準価格の事前公表を行うとともに、低入札価格調査制度を採用する土木工事です。また、この工事は、競争入札参加資格確認申請書の提出及び入札を郵便により行うほか、奈良県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」といいます。）により行う対象工事です。

平成 2 3 年 8 月 1 6 日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第 1 競争入札に付する事項

- 1 工事名 第二浄化センター高段ポンプ棟建設工事
工事番号 第二浄化第 2 0 8 号
- 2 工事場所 北葛城郡広陵町大字萱野地内
- 3 工事概要 高段ポンプ棟建設
土木・建築 一式
- 4 工事期間 第 4 の 10 の奈良県議会の議決の日から平成 2 6 年 3 月 2 0 日まで（予定）

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、土木一式工事の資格を有する建設業者 2 者、3 者又は 4 者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であって、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、第 3 の 3 に定める競争入札参加資格の確認を受け、第 3 の 4 に定める技術提案書の記載内容が適正であることの確認を受けた者で、第 4 の 2 に定める入札保証金の納付等の手続きを完了したもののみが、この工事の入札に参加することができます。ただし、共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」といいます。）は、2 以上の共同企業体の構成員となることはできません。

- 1 共同企業体構成員の出資比率は、2 者の場合はいずれも 3 0 % 以上、3 者の場合はいずれも 2 0 % 以上、4 者の場合はいずれも 1 5 % 以上であり、かつ、共同企業体の代表者の出資比率は、共同企業体構成員中最大又は最大と同比率であること。

2 共同企業体構成員が、次の条件を全て満たしていること。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (4) 次に掲げるこの工事の入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社日水コン

所在地 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- (8) 平成23年6月1日以降に奈良県農林部、土木部又は水道局が入札公告を行った予定価格5,000万円以上の工事において調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の一構成員として契約し、かつ、過去2か年度の間（この工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値（予定価格5,000万円以上の工事における奈良県農林部の平均値、土木部の平均値及び水道局の平均値を比較し、最も低いものを採用します。）が75点未満のときは、当該工事が完成し、かつ、引渡しが完了していること。
- (9) 共同企業体構成員の全てが、それぞれの立場に応じて要求される全ての条件を満たしていること。

ア 代表者

- (ア) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）の結果における土木一式工事の総合評定値が1,250点以上であること。
- (イ) 平成8年4月1日以降に竣工した上下水道処理施設工事の元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者として施工したものにあつては出資比率が20%以上、その他の構成員として施工したものにあつては出資比率が10%以上の場合に限ります。
- (ウ) 次の条件を全て満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で1名配置すること。ただし、監理技術者を置くことが必要な工事では、監理技術者を配置すること。
- a 一級建設機械施工技士、一級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。
- b 一級建築施工管理技士、一級建築士又は国土交通大臣がこれらと同等以上の能力を有する者として認定したものであること。

なお、この条件を満たす技術者がいない場合は、イの(ウ)で定める技術者がこの条件を満たしていればよいものとする。また、イの(ウ)で定める技術者もこの条件を満たさない場合は、ア又はイのいずれか1者において、この条件を満たす者を担当技術者として、建築工事の施工期間中専任で別に1名配置することでよいものとする。

- c 平成8年4月1日以降に竣工した上下水道処理施設工事の従事経験を有

する者であること。

d 競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者であること。

e 監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者であること。

イ 代表者以外の共同企業体構成員の1者

(ア) 経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評定値が850点以上であること。

(イ) 平成8年4月1日以降に竣工した上下水道処理施設工事の元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者として施工したものにあつては出資比率が20%以上、その他の構成員として施工したものにあつては出資比率が10%以上の場合に限ります。

(ロ) 次の条件を全て満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で1名配置できること。

a 一級建設機械施工技士、一級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

b 一級建築施工管理技士、一級建築士又は国土交通大臣がこれらと同等以上の能力を有する者として認定したものであること。

なお、この条件を満たす技術者がいない場合は、アの(ロ)で定める技術者がこの条件を満たしていればよいものとする。また、アの(ロ)で定める技術者もこの条件を満たさない場合は、ア又はイのいずれか1者において、この条件を満たす者を担当技術者として、建築工事の施工期間中専任で別に1名配置することでよいものとする。

c 平成8年4月1日以降に竣工した上下水道処理施設工事の従事経験を有する者であること。

d 競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者であること。

ウ ア及びイ以外の共同企業体構成員

(ア) 経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評定値が850点以上であること。

(イ) 次の条件を全て満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で1名配置できること。

a 一級建設機械施工技士、一級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

b 競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にある者であること。

3 競争入札参加資格確認申請書等の提出の日以前に共同企業体構成員のいずれかと3か月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名配置できること。

なお、現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者は、これらを兼ねることができます。

第3 入札手続等

1 入札説明書及び設計図書等の交付

(1) 交付期間 平成23年8月16日（火）から同年9月8日（木）午後4時までの期間

(2) 方法 奈良県土木部公共工事契約課の入札情報一覧のホームページからダウンロードしてください。ダウンロード時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分までです。

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4285.htm

2 設計図書等の閲覧

1の(2)に掲げる方法によっても不明瞭な箇所がある場合は、次により設計図書等を閲覧することができます。

(1) 日時 平成23年8月19日（金）午前9時から午後1時まで

(2) 場所 〒639-1035 大和郡山市額田部南町160

奈良県流域下水道センター総務課総務経営係

3 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、入札説明書の9に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 提出期限 平成23年8月29日（月）午後4時（期限までに到着したもののみ有効とします。）

- (2) 提出場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県土木部公共工事契約課入札契約係（奈良県分庁舎6階）
電話 0742-27-7486（直通）

- (3) 提出部数 各1部

- (4) 提出方法

ア 入札を電子入札システムにより行う場合

様式S1-2（押印不要）のみを電子入札システムにより提出するとともに、
様式S1-2（押印したもの）を含む全様式及びその添付資料を書留郵便により
提出しなければなりません。

イ 入札を郵便により行う場合

書留郵便に限ります。

- (5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。

4 技術提案書等の内容確認

3に定める競争入札参加資格の確認を受けた者は、知事の定める様式により、入
札説明書及び設計図書等を参考として、適切な施工計画を立案し、その内容を示し
た技術提案書及びその添付書類（以下「技術提案書等」といいます。）を書面により
提出し、内容確認を受けなければなりません。

- (1) 提出期限 平成23年9月8日（木）午後4時（期限までに到着したもののみ
有効とします。）
- (2) 提出場所 3の(2)に同じ。
- (3) 提出部数 各2部
- (4) 提出方法 書留郵便に限ります。
- (5) 技術提案に関するヒアリング等 日時等については、別途通知します。
- (6) 作成、提出、ヒアリング等に係る費用 提出者の負担とします。

5 入札の手続及び開札の日時等

- (1) 入札の手続

ア 電子入札システムによる入札

電子入札システムにより、入札書に必要事項を入力し、見積根拠資料を添付
の上、平成23年10月4日（火）から同月13日（木）午後4時までの期間
に電子入札システムのサーバーへ入札書が到着するように送信しなければなり

ません。

なお、電子入札システムの稼働時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」といいます。）を除きます。）の午前9時から午後5時30分までです。

イ 郵便による入札

書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に「10月14日開札 第二浄化センター高段ポンプ棟建設工事 第二浄化第208号 入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書と見積根拠資料を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県土木部公共工事契約課長あての親展として平成23年10月13日（木）午後4時まで（期限までに到着したもののみ有効）に3の(2)に定める場所へ到着するようにしてください。

(2) 開札の日時 平成23年10月14日（金） 午前11時

(3) 開札の場所 奈良市登大路町30番地 奈良県分庁舎5階 第50会議室

6 入札に係る金額の記入方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

7 入札執行回数

入札執行回数は、1回とします。

第4 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。）第4条に定めるところによります。

なお、詳細は、入札説明書によります。

3 契約保証金

契約規則第 19 条に定めるところによります。

なお、詳細は、入札説明書によります。

4 入札者に要求される事項

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効又は失格とします。

なお、本県により競争入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札の日までの間において入札参加停止を受けた者、工事参入制限を受けた者等、開札時点において第 2 に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法等

(1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準

この工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び評価内容は、次のとおりとします。

ア 入札参加者の「標準点」を 100 点とし、技術提案による「加算点」の最高点を 54 点として評価するものとします。

イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

	評価項目	評価内容
	総合的なコストの縮減に関する項目 (9 点)	建築建屋の維持管理費縮減
	工事目的物の性能	コンクリート構造物（土木躯体）の水密

技術提案に係る項目 (54点)	・機能の向上に関する項目 (21点)	性確保
		コンクリート構造物（建築躯体）のひび割れ防止
	社会的要請の対応に関する項目 (24点)	仮設土留工における既設構造物への配慮
		環境負荷（騒音・粉塵）の軽減
		場内見学者に対する安全対策
		下水道作業車両の通行に対する配慮

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」といいます。）をもって行います。

エ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法等

入札価格が入札書比較価格（15の(1)で示す予定価格の105分の100に相当する金額）の制限の範囲内であり、かつ、第3の4に定める技術提案書等の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、15の(2)で示す調査基準価格の105分の100に相当する金額（以下「調査基準比較価格」といいます。）を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

なお、調査基準比較価格を下回る入札を行った者は、奈良県土木部低入札価格調査制度に係る取扱要領に規定する書類を開札の日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日（以下「日曜日等」といいます。）に当たるときは、その日後にお

いてその日に最も近い日曜日等でない日)の午前9時から正午までの間に第3の3の(2)に定める場所へ提出するとともに、契約審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。当該書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力しない場合は、失格となるほか入札参加停止を受けることがあります。

8 別に配置を求める技術者

- (1) 調査基準価格を下回る価格をもって契約する場合は、第2の2の(9)のアの(ウ)に定める技術者(以下「配置を要する技術者」といいます。)と同様の要件(第2の2の(9)のアの(ウ)のbの要件を除きます。)を満たす技術者を、共同企業体の代表者において、配置を要する技術者とは別に、専任で1名現場に配置しなければなりません。
- (2) 当該技術者は、施工中は、配置を要する技術者を補助し、配置を要する技術者と同様の職務を行うものとします。
- (3) 当該技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を配置を要する技術者の通知と同様に奈良県土木部まちづくり推進局下水道課長に通知してください。

9 入札参加制限等

- (1) 調査基準価格を下回る価格をもって共同企業体構成員として契約する場合においては、当該構成員の、奈良県農林部、土木部又は水道局が入札公告を行った予定価格5,000万円以上の工事における過去2か年度の間(この工事の発注年度を含みません。)の工事成績評定点の平均値(奈良県農林部の平均値、土木部の平均値及び水道局の平均値を比較し、最も低いものを採用します。(2)において同じ。))が75点未満のときは、この工事が完成し、かつ、引渡しが完了するまで、奈良県農林部、土木部又は水道局が入札公告を行う新たな工事の入札に参加することができません。ただし、当該構成員に対象となる工事实績がない場合は、75点以上とみなします。
- (2) 調査基準価格を下回る価格をもって共同企業体構成員として契約する場合においては、当該構成員の、奈良県農林部、土木部又は水道局が入札公告を行った予定価格5,000万円以上の工事における過去2か年度の間(この工事の発注年度を含みません。)の工事成績評定点の平均値が75点以上のときは、この工事が完成し、かつ、引渡しが完了するまで、奈良県農林部、土木部又は水道局が入

札公告を行う新たな工事の入札において、調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った場合は、落札者としません。

10 本契約の成立

この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

11 契約の不締結

落札決定後、奈良県議会の議決までの間に、落札した共同企業体の構成員のうち1者以上について次に掲げる(1)から(8)までのいずれかに該当する事由が生じ、又は該当する事由があると認められたときは、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。ただし、落札者が当該構成員を除いて特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書を変更した場合において、変更後の共同企業体構成員が、代表者を含め2者以上であるときは、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することがあります。

(1) 競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けたとき。

(2) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

(3) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(4) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

(6) (4)及び(5)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(7) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(2)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(8) この契約に係る下請契約等に当たって、(2)から(6)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(7)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

12 契約の解除

契約締結後、契約者について11の(2)から(8)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、違約金を納付しなければなりません。

13 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

14 手続における交渉の有無

無

15 予定価格の額及び調査基準価格の額

(1) この工事の予定価格は、2, 709, 999, 600円（消費税及び地方消費税に相当する額を含みます。）です。

(2) この工事の調査基準価格は、2, 377, 341, 750円（消費税及び地方消費税に相当する額を含みます。）です。

16 各年度の支払予定割合

この工事に係る各年度の支払予定割合は、次のとおりです。ただし、契約に際し変更することがあります。

平成23年度 28%

平成24年度 31%

平成25年度 41%

17 奈良県建設工事等競争入札参加資格を有しない者の参加

第2に定める奈良県建設工事等競争入札参加資格を有していない者でこの公告に

係る入札に参加しようとするものは、建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成８年１２月奈良県告示第４２７号）に基づき、競争入札参加資格審査申請書を奈良県土木部公共工事契約課へ平成２３年８月２９日（月）までに提出してください。

- 18 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び所在地等並びに技術提案書等に関する問い合わせ先

〒６３０－８５０１ 奈良市登大路町３０番地

奈良県土木部まちづくり推進局下水道課総務管理係（奈良県本庁舎１階）

電話 ０７４２－２７－７５２４（直通）

- 19 電子入札システムの操作方法に関する問い合わせ先

株式会社ダイテック

電話 ０５７０－０９１－８８８（電子入札システム専用ヘルプデスク）

０５２－９７９－７９７７（ＩＰ電話を利用する場合）

ただし、受付時間は、午前９時から午後５時３０分までです（正午から午後１時までを除きます。）。

- 20 その他の問い合わせ先

第３の３の(2)に同じ。

- 21 その他

詳細は、入札説明書によります。

第５ Summary

- 1 Contents of contract: High-lift pump building construction at the Secondary Sewage Treatment Center
- 2 Submission deadline for bid participation qualification documents:
4:00 p.m. on August 29th, 2011
- 3 Submission period for bidding documents: From October 4th, 2011 to
4:00 p.m. on October 13th, 2011
- 4 Date of bid opening: 11:00 a.m. on October 14th, 2011
- 5 For more details, please contact:
 - For questions regarding the bid or bid participation qualification documents, etc.: Public Works Contract Division, Civil Engineering

Department, Nara Prefecture (TEL: 0742-27-7486)

- For questions regarding contracts or technical proposals, etc.:

Sewage Division, Urban Development Bureau, Civil Engineering Department,
Nara Prefecture (TEL: 0742-27-7524)